

災害ハザードエリアに係る土地利用の 課題と対応方策

令和3年3月5日

国土交通省 都市局 水管理・国土保全局

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

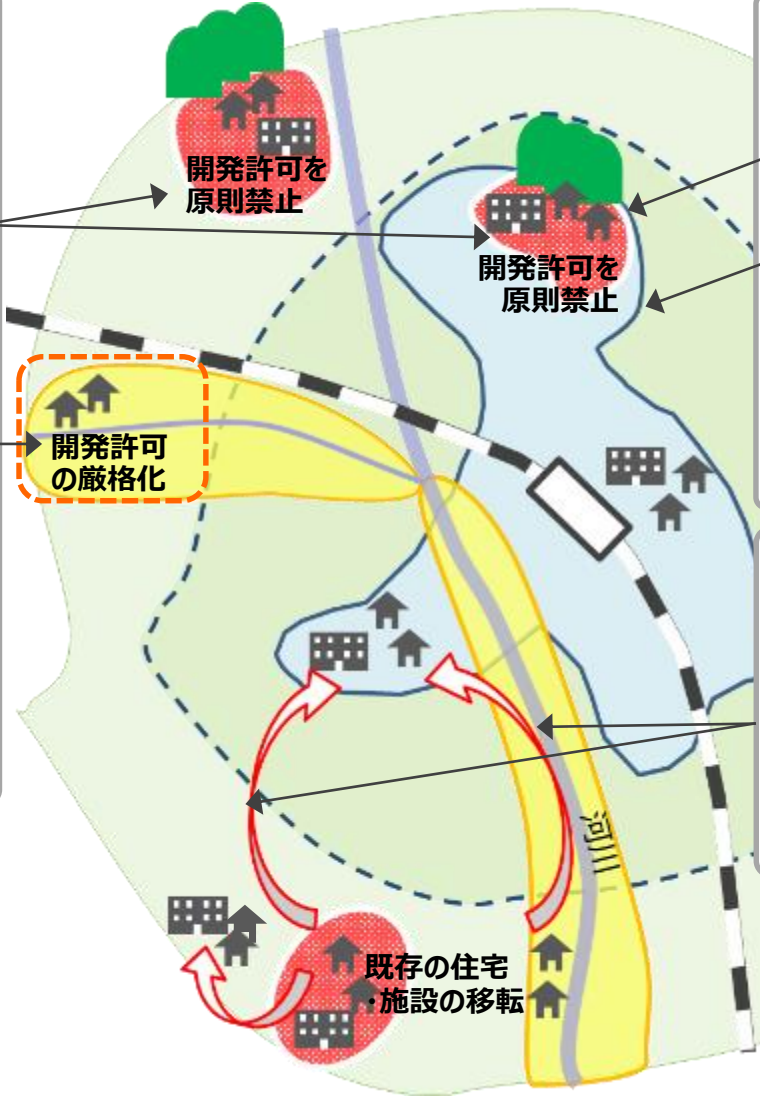
◆災害ハザードエリアにおける開発抑制
(開発許可の見直し) 令和4年4月1日施行

- ＜災害レッドゾーン＞
- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の開発を原則禁止
- ＜浸水ハザードエリア等＞
- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

区 域		対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域	開発許可の厳格化

【都市計画法】

- 災害レッドゾーン
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域



- ◆立地適正化計画の強化
(防災を主流化)
- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外 令和3年10月1日施行 (政令)
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成 令和2年9月7日施行
- 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等
- 【都市再生特別措置法】

- ◆災害ハザードエリアからの移転の促進
- 市町村による防災移転支援計画 令和2年9月7日施行
- 市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行 等
- ※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸 等））
- 【都市再生特別措置法】

市街化調整区域

市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

浸水ハザードエリア等1

居住誘導区域内の災害レッドゾーンについて

- 居住誘導区域内における災害レッドゾーンは、政令の施行（令和3年10月1日）までに全ての都市で原則除外される見込み。

区域	地すべり 防止区域 ※	急傾斜地 崩壊危険区域 ※	土砂災害 特別警戒区域	災害危険区域 ※	計
令和2年4月末	2都市 (0.6%)	19都市 (5.6%)	21都市 (6.5%)	3都市 (0.9%)	29都市 (8.6%)



区域	地すべり 防止区域 ※	急傾斜地 崩壊危険区域 ※	土砂災害 特別警戒区域	災害危険区域 ※	計
令和3年3月末 (見込み)	2都市 (0.6%)	14都市 (4.3%)	15都市 (4.6%)	2都市 (0.6%)	22都市 (6.5%)



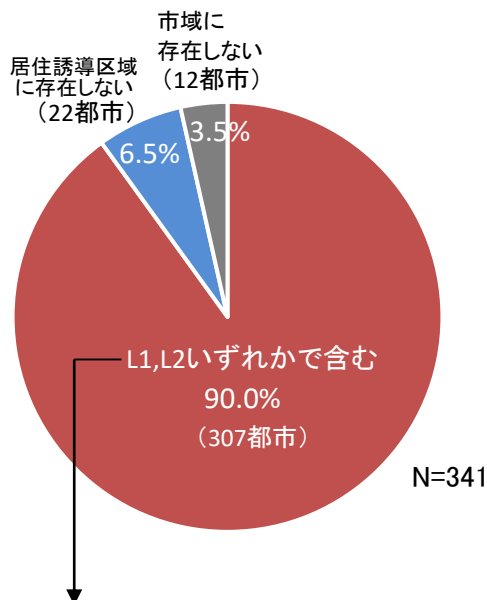
政令が施行される令和3年10月1日時点ではすべて除外見込み

※災害危険区域において想定される浸水深以上の高さに居室を設けることが義務付けられている地区、地すべり防止工事や急傾斜地崩壊防止工事が完了している地区など、災害防止上必要な対策がなされている地区を含んでいる都市を除く。

居住誘導区域における浸水想定区域の面積等について

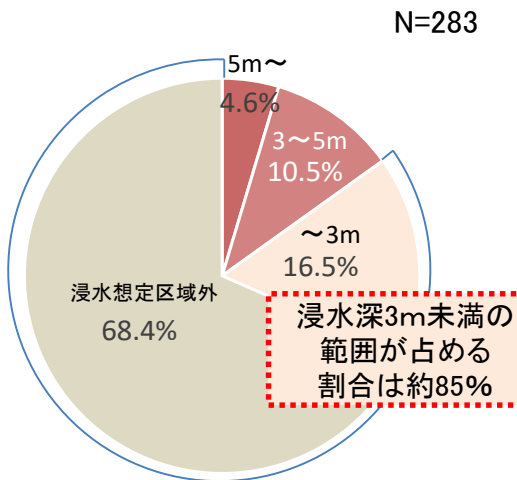
- ・立地適正化計画を作成している都市の約9割が居住誘導区域に浸水想定区域を含んでいる。
- ・計画降雨(L1)では、居住誘導区域のうち約7割の範囲は浸水想定区域外となっており、浸水深3m未満の居住誘導区域を合わせると、居住誘導区域全体の約85%となっている。
- ・また、想定最大規模降雨(L2)においては、約56%の範囲が浸水想定区域外となっており、浸水深3m未満の居住誘導区域を合わせると、居住誘導区域全体の約70%となっている。

居住誘導区域に浸水想定区域を含む都市の割合

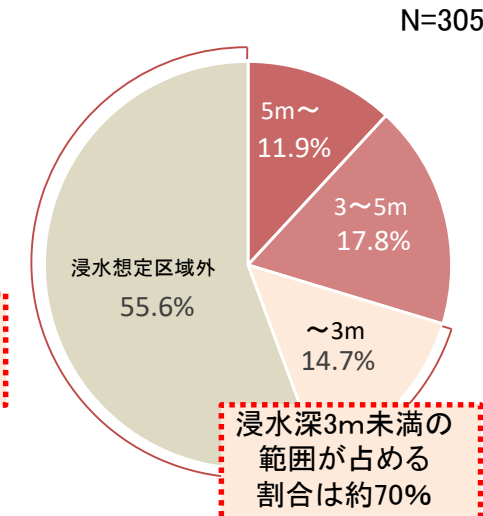


L1で浸水想定区域を含む: 283都市
L2で浸水想定区域を含む: 305都市

居住誘導区域内の浸水想定区域の各水深区分が占める面積の割合 (L1:計画規模)

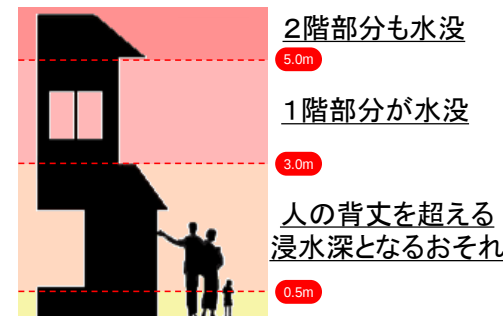


居住誘導区域内の浸水想定区域の各水深区分が占める面積の割合 (L2:想定最大規模)



出典: 都市局調べ

参考: 浸水深と人的被害のリスク



※浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)
(国土交通省・国土技術政策総合研究所、H27.7月)
から抜粋した図を一部加工

3m以上の想定浸水深を含む自治体も見られることから、国による直接のコンサルティング等により、防災指針の作成や、防災指針に基づく防災・減災対策の実施を強力に推進。

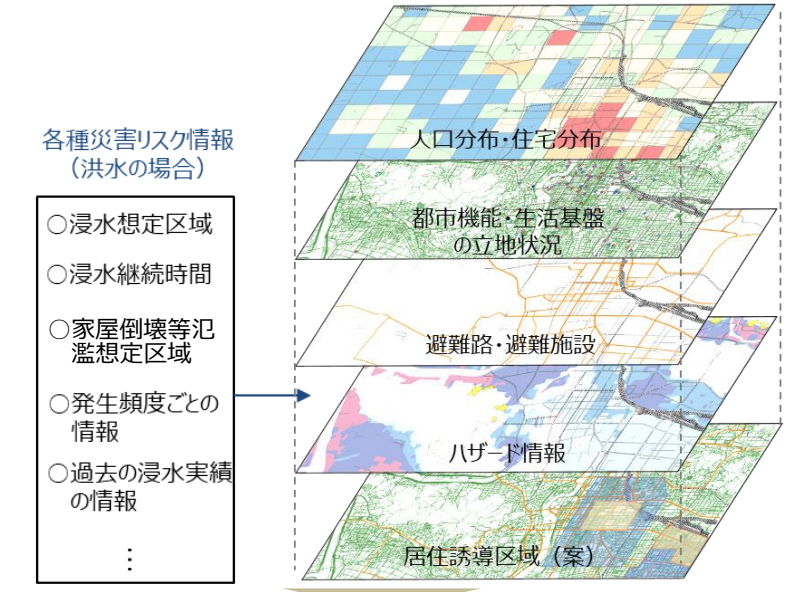
・令和2年10月末時点調べ
・立地適正化計画において居住誘導区域を設定している都市を対象に調査

立地適正化計画による居住の安全確保（防災指針の概要）

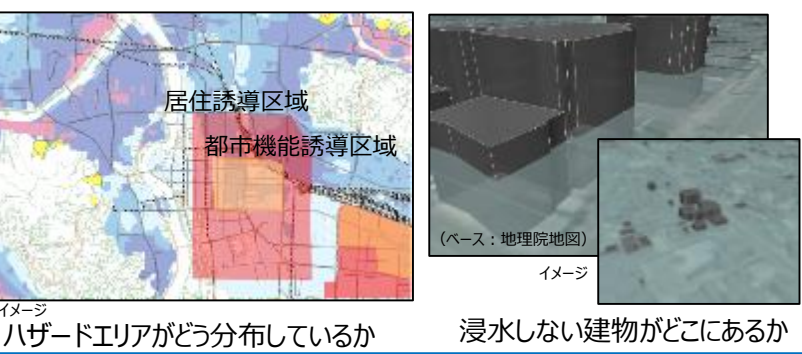
- 居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置づけ、令和2年9月7日より施行。
- 立地適正化計画においては災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることが必要。

○防災指針の概要

■災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ

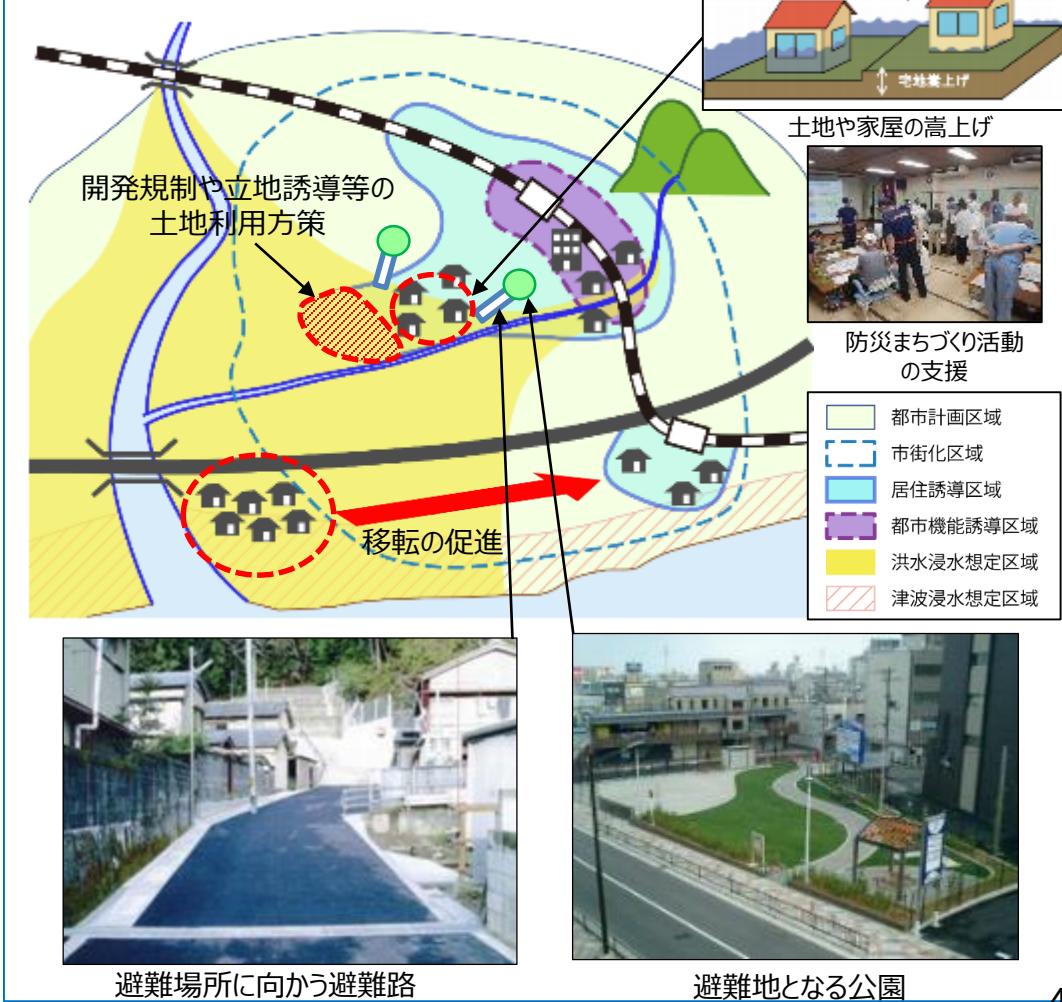


■都市の災害リスクの高い地域等の抽出



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■防災指針に基づくハード・ソフトの取組



立地適正化計画に基づく安全確保の取組への支援

○ 立地適正化計画に基づく安全確保の取組について、体制・ノウハウ面、財政面で総合的な支援を実施

体制・ノウハウの支援

防災タスクフォースの設置

防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、防災に関与する部局により**防災タスクフォース**を設置し、市町村に対する**省庁横断・ワンストップ**の相談体制を構築。

※構成員：内閣府（防災）、消防庁、国土交通省（水管理・国土保全局、道路局、住宅局、都市局）

防災コンパクト先行モデル都市の形成・横展開

- ・早期の防災指針の作成を目指す「**防災コンパクト先行モデル都市**」（17都市）を選定
- ・国による**直接的なコンサルティング**により、モデル都市での防災指針の検討を支援し、その**取組状況を全国の自治体に横展開**

財政支援

各種予算措置により、都市の安全確保の取組（ハード・ソフト）を支援

ハード対策



避難場所の整備



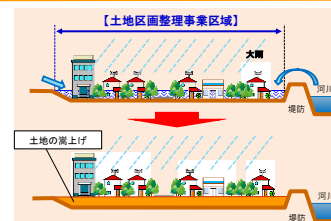
避難路の整備



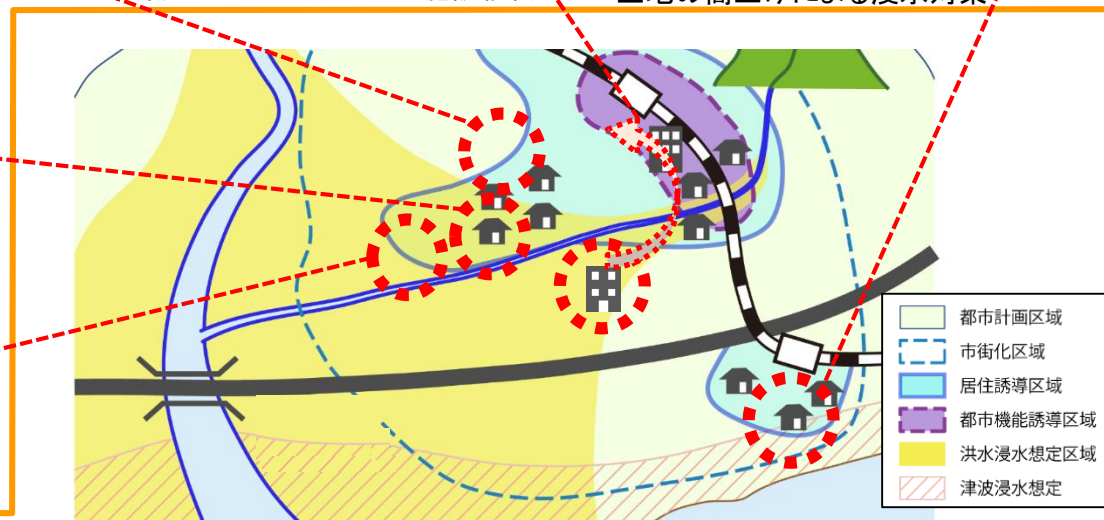
避難タワーの整備



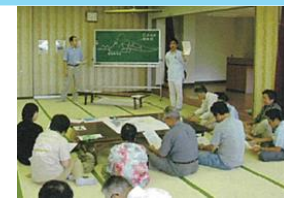
災害ハザードエリアからの施設移転



土地の嵩上げによる浸水対策



ソフト対策



防災ワークショップの開催



危険箇所の啓発活動



防災マップの作成

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

背景・必要性

- 近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念。
- このような気候変動により増大する水災害リスクに対して、堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、土地利用や建築物の構造の工夫、避難体制の構築など、防災の視点を取り込んだまちづくりの推進が必要。
- このため、治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災・減災の方向性について検討。

検討項目

(1) まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報のあり方

- ・水災害対策や、災害の発生頻度に応じたリスク情報の整備
- ・各種ハザード情報の統合手法 など

(2) 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくりの考え方

- ・地域の水災害リスクの評価手法
- ・地域の水災害リスクを踏まえたまちづくりの考え方 など

(3) 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- ・地域の水災害リスクの評価内容に応じた防災・減災対策
- ・水災害リスクの高い地域からの移転の促進
- ・水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組み など

(4) 取組を進めるための連携のあり方

- ・治水・防災・まちづくり・建築部局の連携
- ・市町村の圏域を超えた広域調整 など

提言としてとりまとめ

委員一覧

【事務局】 国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 ◎：座長、○：副座長

(敬称略、五十音順)

岡安 章夫	東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授	○ 立川 康人	京都大学大学院工学研究科教授
小山内 信智	政策研究大学院大学教授	◎ 中井 検裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授	中村 英夫	日本大学理工学部教授
木内 望	建築研究所主席研究監	藤田 光一	河川財団河川総合研究所長

スケジュール

令和2年1月 8日	第一回検討会
令和2年4月 17日	第二回検討会
令和2年6月 12日	第三回検討会
令和2年7月 16日	第四回検討会
令和2年8月 26日	提言とりまとめ
令和3年3月	ガイドラインとりまとめ

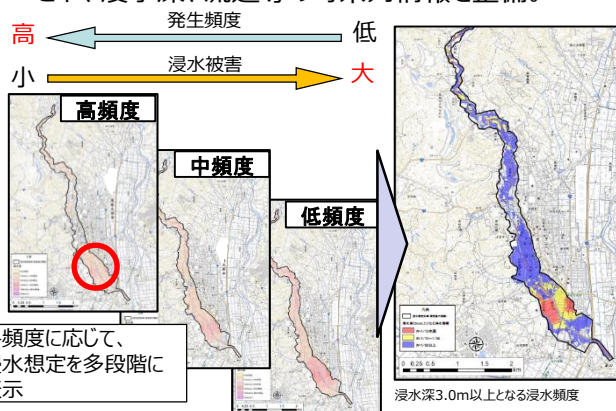
「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 提言と対応【概要】

提言のポイント

(令和2年8月26日とりまとめ)

1. まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報のあり方

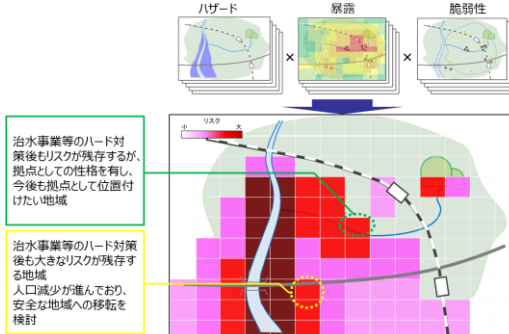
- 降雨の規模や施設の整備状況等に応じた、多段的なハザード情報を充実。
- 簡易手法を用いてハザード情報を早期に作成・公表。
- 地形の特性や過去の被害状況も勘案した浸水のしやすい地域の評価手法の開発。
- 利用者の視点に立ち、各種ハザード情報の重ね合わせや、浸水深、流速等の時系列情報を整備。



2. 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくり

- ハザード情報に加えて、ハザードエリア内の人口や都市機能、災害対策の実施状況等をもとに、地域ごとに多面的にリスク評価。
- まちづくりを進める地域は、水災害リスクを可能な限り避けつつも、都市構造・機能上の必要性、都市の歴史的な形成経緯も考慮して決定。
- 水災害リスクを回避・軽減しつつ、一定程度のリスクがあることを認識し受け止めた上で、まちづくりに反映する必要。

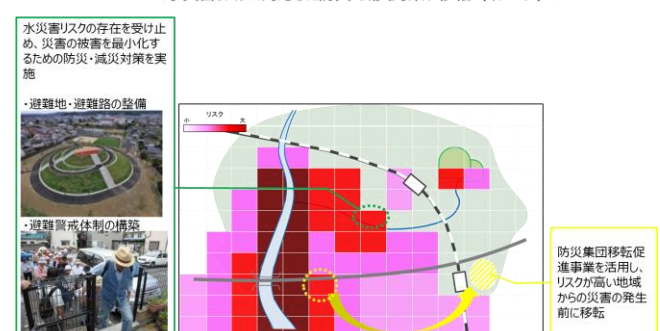
＜水災害リスク評価を踏まえたまちづくりの方向性（イメージ）＞



3. 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- 地域ごとの水災害リスクの評価内容、都市機能・防災上の重要性に応じた防災・減災対策を実施。
- まちづくりにおける防災・減災対策では地域のリスク低減に限界がある場合には、さらなる治水対策を検討。
- 防災・減災対策を実施したとしても相当のリスクが残存する地域については、当該地域からの移転を検討。
- 水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組みを検討。

＜水災害リスクに対応した防災・減災対策や移転（イメージ）＞



4. 取組を進めるための連携のあり方

- 都市再生協議会・大規模氾濫減災協議会などの各種協議会の活用、関係者による情報共有・連携の体制の構築。
- 市町村を超えた流域・広域の観点からの水災害対策とまちづくりの検討。
- 水災害リスクの評価や防災・減災対策の内容について、行政・専門家が協力し、地域住民等に対するわかりやすい説明を行い、合意形成を図る必要。
- 国による市町村等への連携促進のための支援の実施。

提言を受けた国の対応

- ① 上記1～4の考え方や手法について、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。（令和2年度中予定）
- ② 災害ハザード情報を地図上に3次元で表示。（令和2年度に30～40都市で先行実施）
- ③ 災害危険区域の活用事例等について地方公共団体に周知。（令和2年9月4日 事例集を发出）
- ④ 都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について地方公共団体に通知。（令和2年9月7日 技術的助言を发出）